



健康保険と介護保険の両方を利用している方 高額医療・高額介護合算療養費制度

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、健康保険と介護保険の両方を利用している世帯の費用負担を小さくするための制度です。

同一の健康保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

〔70歳未満の自己負担限度額〕

所得区分	自己負担限度額 (医療+介護)
ア 所得 901 万円超	212 万円
イ 所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
ウ 所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
エ 所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60 万円
オ 住民税非課税世帯	34 万円

〔70歳以上の自己負担限度額〕

負担割合	所得区分	自己負担限度額 (医療+介護)
3 割	現役並所得者Ⅲ (市町村民税課税所得 690 万円以上)	212万円
	現役並所得者Ⅱ (市町村民税課税所得 380 万円以上)	141万円
	現役並所得者Ⅰ (市町村民税課税所得 145 万円以上)	67万円
1 割・2 割	一般Ⅰ・Ⅱ (市町村民税課税※現役並所得者を除く)	56万円
1 割	区分Ⅱ (市町村民税非課税)	31万円
	区分Ⅰ (市町村民税非課税)	19万円

※「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

〔申請の方法〕

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者
支給対象となる世帯（令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に、ご加入の健康保険に変更があった世帯を除く）に対して申請関係書類を郵送します。

定められた期間内に、国保年金係へ申請してください。

○その他の健康保険（職場の健康保険など）の加入者
加入している健康保険の窓口へ申請してください。その際、事前に福祉保健課介護保険係（☎77・3925）にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、これを添付してください。

〔受付・問合せ〕

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者
↓町民税務課国保年金係
○その他の健康保険（職場の健康保険など）の加入者
↓加入している健康保険の窓口

第75回 千葉県消防大会



3月5日、消防職員・団員の士気の高揚と消防防災体制の確立を目的に千葉県消防大会が開催され、4名の芝山町消防団員が永年の消防活動を称えられ表彰を受けました。

被表彰者

消防庁長官 永年勤続功労章

冬木 克典 副団長（写真右から2番目）
奴賀 義定 副団長（写真中央）

日本消防協会 精績章

小川 茂 本部付分団長（写真左から1番目）

千葉県消防協会 永年勤続功労章

飯高 康晴 副団長（写真左から2番目）



子ども（学生）医療、ひとり親医療 PMH先行実施事業について

問 子ども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

デジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組みを推進するために開発した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」の令和6年度先行実施事業に採択され、令和7年3月3日より運用開始となりました。

〔事業内容〕

これまでは受診時に医療機関の窓口で「加入医療保険情報が分かるもの（保険証など）」と「紙の受給券」の2枚の提示が必要でしたが、今後はマイナ保険証を利用する方が千葉県内のマイナ受給者証対応医療機関や薬局などを受診する際に、マイナンバーカード1枚で対象制度の受給券（マイナ受給者証）としても利用することができるようになります。

※マイナ受給者証対応医療機関・薬局とは、マイナンバーカード1枚で子ども医療助成受給券などのPMH対象制度の受給者証としても対応できる医療機関・薬局などをいいます。

〔対象制度〕

- ・子ども医療費助成制度
- ・学生等医療費助成制度（高校生年代のみ）
- ・ひとり親家庭等医療費等助成制度

※町から受給券を発行されている方に限ります。



40～74歳の方 へるすあつぷ講座参加者募集

問 子ども保健課 保健衛生係 ☎77・1891

数年後も元気な身体を保てるよう、毎日の運動習慣に役立つ簡単なストレッチなどを紹介しますので、気軽にご参加ください。

対象者

40～74歳の男女（定員14人）

開催日（6回コース）

① 5月16日（金） ② 5月29日（木）
③ 6月20日（金） ④ 7月18日（金）
⑤ 8月1日（金） ⑥ 9月19日（金）

時間 午前10時～11時30分

会場 保健センター2階

内容

- ・健康チェック（体脂肪、血圧測定）
- ・運動実習（自宅でできる簡単ストレッチなど）

〔注意〕

・現在は先行実施期間中のためすべての医療機関などでマイナ受給者証が利用できるわけではありませんので、必ず紙の受給券も併せて持参してください。

・紙の受給者券の交付を直ちに廃止するものではありません。従来通り、紙の受給者券の提示で受診することもできます。

参加費

1,000円（保険・茶菓子代）

※初回参加時に持参してください。

申込締切 4月30日（水）

申込方法 しばっこ保健ナビからWEB予約または保健センターまでご連絡ください。



▲しばっこ保健ナビ
予約サービス